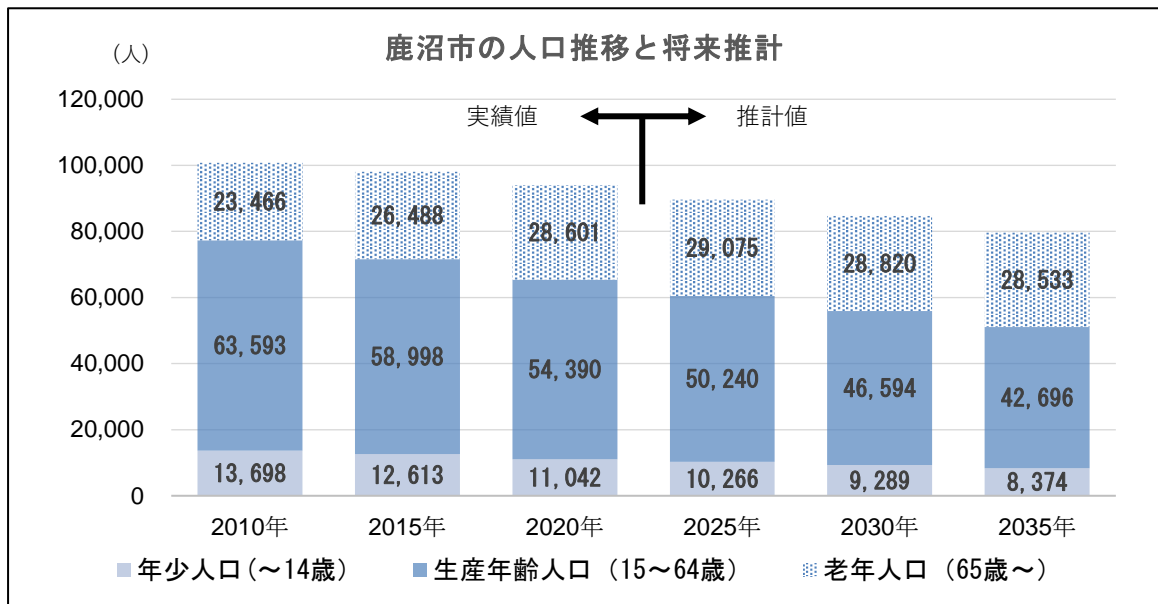


## 第2章 教育をめぐる社会の状況

### 1 人口減少と少子高齢化

日本の総人口は、平成 20(2008)年をピークに減少に転じ、人口構成においても 15 歳未満の年少人口が減少する一方で、65 歳以上の老年人口は増加しており、今後もこの傾向は続くものと予測されています。本市においても、同様に人口減少及び少子高齢化が進むと見られ、地域活動の担い手の減少や近所付き合いの希薄化など、地域コミュニティの弱体化が懸念されています。



(実績値)総務省「国勢調査」

(推計値)国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成 30(2018)年推計)」

### 2 情報化社会、グローバル化の進展

現在ではスマートフォンやタブレット端末などの急速な普及に伴い、子どもから高齢者まで幅広くインターネットが利用されるようになりました。今後ますます情報化社会は進展し、IoT や AI をはじめとする技術革新により新しい価値やサービスが創出され、社会や生活を大きく変える「超スマート社会 (Society5.0)」の到来が予想されています。

また、情報通信技術の革新は交通手段の発達と相まって、人やモノ、情報等が国や地域を越えて自由に移動し、グローバル化の進展に拍車をかけています。

目まぐるしく変化を遂げる社会に対応し豊かな生活を送るため、的確な情報活用能力の育成や ICT を活用した教育の充実を推進するとともに、グローバル社会の中、自らと異なる考えや特徴などを認めて多様な人と協働でき、人ならではの感性や創造性を発揮して新しい価値を生み出す能力を育むことが求められています。

### 3 自然災害と感染症

近年、東日本大震災(平成 23(2011) 年)や関東・東北豪雨(平成 27(2015)年)、令和元年東日本台風(令和元(2019)年)など、大規模地震や台風、ゲリラ豪雨など異常気象による自然災害が相次いで発生しています。

加えて令和 2(2020)年には新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行する事態となり、日本でも緊急事態宣言が発出され、人々の行動が制限されるなど社会生活に多大な影響が及びました。教育の現場においても、全国の学校に臨時休業要請が出され一斉休校となったほか、図書館や美術館などの教育施設が休館を余儀なくされるなど大きな混乱に陥りました。

頻出する自然災害や新たな感染症の広がりが懸念される中、防災に対する意識の高まりとともに今までの生活を変える新たな生活様式への移行が求められています。事件・事故なども含め、現在の社会環境が抱える様々なリスクを認識し、子どもたちが安全安心な学校生活を送ることができるよう教育活動全体を通じて安全管理の取り組みを進めることが必要です。

### 4 「SDGs (持続可能な開発目標)」への取り組み

グローバル化の進展により、各国が様々な分野で相互に影響し依存する度合いが強まる中で、経済、環境問題、エネルギー資源開発、貧困、紛争など、地球規模での人類共通の課題が取り沙汰されています。そのような状況を踏まえ、平成 27(2015)年の国連サミットにおいて、17 のゴールと 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。

特に、教育に関しては「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」と謳われ、SDGs との関係性を意識した教育活動の展開が求められています。



### 5 働き方改革の推進

少子高齢化による人手不足や長時間労働による健康問題などの解消を目指し、社会全体で働き方改革が進められています。特に学校における教職員の長時間勤務は顕著な問題であり、学校の働き方改革は、教職員が健康で活力を持って授業や教育相談などの教育活動に専念できるよう、家庭や地域の理解と協力を得ながら、業務の役割分担や適正化を図ることを目的としています。

これからの子どもたちに求められる資質・能力を踏まえた学習指導要領の改訂とともに、学校における働き方を見直す上で、教職員においても資質・能力を高め、教育の質の向上を図ることが必要となります。

## 6 教育に関する国・県の方向性

### (1) 国の動向

#### ○第3期教育振興基本計画

平成30(2018)年6月に第3期教育振興基本計画が閣議決定され、第2期計画で掲げた「自立」「協働」「創造」の3つの方向性を継承するとともに、以下のことが示されました。

#### 《個人と社会の目指すべき姿》

- (個人) 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成
- (社会) 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展

#### 《今後の教育政策に関する基本的な方針》

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

#### ○学習指導要領の改訂

平成29(2017)年に改訂された新学習指導要領では、新しい時代に必要となる力、すなわち「生きる力」をより具体化し、教育課程全体や各教科等の学びを通じて「何のために学ぶのか」「何ができるようになるのか」という観点から、生きて働く「知識・技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養の3つの柱からなる「資質・能力」を総合的にバランスよく育んでいくことが示されています。

### (2) 県の動向

#### ○第3期教育振興基本計画

栃木県は、国の動向を踏まえ、県重点戦略や県教育大綱と整合性を図り、令和3(2021)年2月に「栃木県教育振興基本計画2025—とちぎ教育ビジョン—」を策定しました。

計画では、「とちぎに愛情と誇りを持ち 未来を描き ともに切り拓くことのできる 心豊かで たくましい人を育てます」を基本理念として、「学びの場における安全を確保する」、「一人一人を大切にし、可能性を伸ばす」、「未来を切り拓く力の基礎を育む」、「自分の未来を創る力を育む」、「豊かな学びを通して夢や志を育む」、「教育の基盤を整える」を基本目標とし、教育施策を展開しています。